

広島県告示第七百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年九月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業を廃止した事業所		サービスの種類	廃止年月日
			所在地			
医療法人社団 明清会	三原市宮浦六丁目二番一号	宮浦クリニック	三原市宮浦六丁目一三八		通所リハビリテーション	平成二十二年七月三十一日
医療法人厚生堂	広島市西区三篠町一丁目一番二二号	デイサービスセンターながさき	広島市西区打越町一二番六号		通所介護	平成二十二年八月一日
医療法人社団 トリプレット	広島市佐伯区吉見園一五番一八号	デイサービス ヴィラ松並木	広島市佐伯区吉見園一五番一八号		通所介護	平成二十二年八月三十一日
株式会社アリ スジャパン	福山市沖野上町四丁目一三番三〇号	デイサービス 道の駅「あしだ」	福山市芦田町福田九七九番地		通所介護	平成二十二年八月十五日
医療法人あすか	広島市安佐南区緑井二丁目二二番二五号	あすか福祉用具貸与事業所	広島市安佐南区緑井三丁目二〇番一〇三号		福祉用具貸与	平成二十二年八月三十一日
社会福祉法人 仁寿会	竹原市中央三丁目一〇番一四号	ヘルパーステーション ハーフトフル竹原中央	竹原市中央三丁目一〇番一四号		訪問介護	平成二十二年八月三十一日